

原議保存期間	30年(令和34年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
各 附 属 機 関 の 長

警察庁丙運発第14号
令和4年3月4日
警察庁交通局長

消防用緊急自動車等の運転資格の審査に関する特例について（通達）

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第15条の2の規定に基づく緊急自動車の運転資格の審査（以下「審査」という。）のうち、地方公共団体の保有する消防用自動車及び救急用自動車に係る審査については、「消防用緊急自動車等の運転資格の審査に関する特例について（通達）」（令和2年12月24日付け警察庁丙運発第24号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第16号）により、大型免許等の受験資格の見直し等に関する規定が整備され、一定の教習を修了した者については、19歳以上、かつ、普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上である場合は大型免許等を取得できることになったことに伴い、下記のとおり旧通達を改正し令和4年5月13日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

第1 教習実施者の指定

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、消防機関の長（消防団にあっては市町村長）から、別記様式第1の「緊急自動車教習実施者指定申請書」に審査に係る教習計画書を添えて指定の申請があったときは、別記様式第2の「緊急自動車教習実施者指定書」により教習実施者として指定するものとする。

第2 教習計画

1 教習計画の内容は、次のとおりとする。

- (1) 教習の科目、時間（合わせて5時間以上とする。）、場所及び方法
- (2) 教習担当職員の官職、氏名及び免許歴
- (3) 評定の場所（消防学校、消防本部等の屋外訓練場等で、第3の1の評定を行うことができる場所とする。）
- (4) 評定担当職員の官職、氏名及び免許歴
- (5) 教習対象者の範囲、年間教習予定人員及び年間教習予定回数

2 教習実施者は、教習計画に変更を生じたときは、速やかに公安委員会に届け出るものとする。

第3 教習実施者の評定と公安委員会への通知

- 1 教習実施者は、教習の終了後、教習を受けた者の運転技能について、「緊急自動車の運転資格の審査の実施要領について（通達）」（令和4年3月4日付け警察庁丙運発第13号）の第4から第6までに定める審査の方法に準じ、評価を行うものとする。
- 2 教習実施者は、評価を行ったときは、評価を受けた者全員の評価結果を証した別記様式第3の「緊急自動車教習実施結果通知書」を作成し、評価合格者に係る別記様式第4の「緊急自動車運転資格審査申請書」とともに、公安委員会に提出するものとする。

第4 公安委員会の審査

公安委員会は、緊急自動車教習実施結果通知書に基づいて書面審査を行い、可否を決定するものとする。

年 月 日

公安委員会 殿

(消防機関の長)

緊急自動車教習実施者指定申請書

緊急自動車の運転資格審査に関する教習を別添の
教習計画書によって実施したいので、教習実施者と
して指定されるよう申請します。

年 月 日

(消防機関の長) 殿

公安委員会 印

緊急自動車教習実施者指定書

年 月 日付け緊急自動車教習実施者
指定申請書に基づき教習実施者として指定します。

年 月 日

公安委員会 殿

緊急自動車教習実施指定者

(消防機関の長)

緊急自動車教習実施結果通知書

年 月 日実施した緊急自動車運転技能教習の評定の結果を
次のとおり通知します。

記

氏名	生年月日	免許の種別	免許番号	審査に係る緊急自動車の種類	評定結果	備考

備考

- 1 AT車を使用して評定を受けた場合は、審査に係る緊急自動車の種類の欄に「(AT車)」も記載すること。
- 2 備考欄には、評定の結果は何回目の評定によるものか等を記載するものとする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4

緊急自動車運転資格審査申請書																			
											年	月	日						
公安委員会 殿																			
氏名・生年月日												年	月	日					
住 所																			
審査に係る 緊急自動車の種類				大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪															
				MT車						AT車									
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会				公安委員会														
	交付年月日				年	月	日	有効期限				年	月	日					
	免許証番号				第								号						
	第一種 免 許	二・小・原			年				月				日						
		その他			年				月				日						
	第二種免許				年				月				日						
	免許の種類				大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	牽 引 二
	免許の条件																		
緊急自動車 の使用者				所在地															
				職 名															
				氏 名															

備考 1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 「MT車」は、AT車以外の自動車をいう。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。